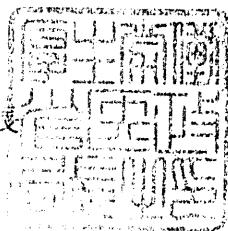


医政発0917第15号
平成22年9月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について

今般、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の別添）の一部を別紙のとおり改正することとした。貴職においては、改正の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等に対して周知方お願いする。

○「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
(別添)	(別添)
1～6 (略)	1～6 (略)
7 診療記録の開示	7 診療記録の開示
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 診療記録の開示に関する手続き	(3) 診療記録の開示に関する手続き
○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。	○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手續を定めなければならない。
① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けることなどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ねることは不適切である。	① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切である。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(4) 診療録の開示に要する費用	(4) 診療録の開示に要する費用
○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収することができる。その費用は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額としなければならない。	○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収することができる。